○和洋女子大学学術情報センター督促に関する内規

（目的）

第１条　この内規は、和洋女子大学学術情報センター利用細則（以下「細則」という。）第９条第２項に基づき、貸出資料の督促について必要な事項を定めることを目的とする。

（事前教育）

第２条　和洋女子大学学術情報センター（以下「センター」という。）は、利用者が細則別表に定められた貸出期間を遵守するよう事前教育を行わなければならない。

（督促）

第３条　センターは、センター外貸出の資料を返却期日までに返却をしない者に対して督促を行い、返却を求めなければならない。

（督促の時期と手段）

第４条　センターは、細則第８条第１項各号（第１号から第７号まで）の利用者ごとに別表の通り督促を行うものとする。

（最終督促）

第５条　図書館長は別表による督促を行っても資料が返却されない場合は、内容証明郵便をもって最終督促とし、送付後１年を経過しても返却されない場合、紛失資料とみなすことができる。

（除籍・抹消）

第６条　第５条の資料は、和洋女子大学学術情報センター資料収集・管理基準第１６条第１項第１号に基づき除籍・抹消手続きを行うことができる。

（内規の改廃）

第７条　この内規の改廃は、学術情報センター委員会及び全体協議会の議を経て、学長が行う。

附　則

この内規は、平成２５年５月２１日から制定施行する。

附　則

この内規は、平成２７年４月１日から改正施行する。

附　則

この内規は、平成２９年４月１日から改正施行する。

附　則

この内規は、平成３０年４月１日から改正施行する。

附　則

この内規は、２０２０年４月１日から改正施行する。